

Shimane Rehabilitation College

島根リハビリテーション学院紀要

— 1 —



令和 5 年

学校法人仁多学園 島根リハビリテーション学院

<https://shima-reha.com/>

目次

巻頭言	(1)
-----------	-----

原著論文

鈴木 哲・山崎健治：

胡坐座位時における体幹筋活動と脊椎カーブに及ぼす前傾マット使用の効果

～ 2 種類の座位姿勢からの検討 ～	(2)
--------------------------	-----

原著論文

金弦敬子：

就労支援における作業療法士の価値と関わり方への示唆

～就労継続支援 B 型事業所を運営する作業療法士への半構造化インタビューからの考察～ ...	(9)
--	-----

投稿要領	(22)
------------	------

巻頭言

「島根リハビリテーション学院紀要」創刊にあたって

島根リハビリテーション学院は、地域社会の医療・保健・福祉を充実させる目的で、平成10年に奥出雲町議会及び地元住民により、当時の島根医科大学（現、島根大学医学部）、奥出雲町商工会議所、奥出雲町医師会・歯科医師会・薬剤師会・社会福祉事業団・社会福祉協議会などの協力のもとに設立され、24年が経過いたしました。開学当初より、本学院の教育目標は、理念にも謳われている「地域社会の医療・保健・福祉に貢献できる人材育成」で、次世代の優れた理学・作業療法士の育成を目指してまいりました。

理学・作業療法士を育成するためには、医療系専門学校においても、大学におけると同様に、専門分野における社会的変革や科学的データに基づく新しい知識、技術を次世代に伝授する必要があります。この責任の大半は教育する側にあり、教育の質向上のためにも教育者の研鑽に期待が寄せられるのは当然の事と考えられます。

リハビリテーションを含む医療人育成機関の使命は医学教育と医学研究であり、またそれらは医療・保健・福祉の実践の場で生かすことによって達成されと考えられます。島根リハビリテーション学院教職員は、次世代に、実践に即した知識・技術を伝授するため、地域社会・地域住民を対象としたコホート研究と教育を融合させ、住民の健康寿命延伸に寄与するエビデンスの提供、健康増進施策手の提言及び研究成果の事業化など、地域に設立された専門学校としての研究活動を行い、教育と実践を通じ、その成果を地域に還元し、少子高齢化が進む地域社会を活性化するモデルを創設することを目指しています。ゴールはこれらの「研究成果によって子供から高齢者までのそれぞれのライフステージに応じた怪我・病気・介護の予防と、障がい者の早期社会復帰に寄与することであり、得た科学的データに基づく取り組みを、次世代に伝授することである」としています。目標を達成するために、本学院教職員の熱意に基づき「島根リハビリテーション学院紀要」を創刊する運びとなりました。年一回の発刊を計画しており、掲載のためには査読を必須としています。リハビリテーション医学の知識の発展に貢献する記述であり、オリジナルなデータもしくは分析に基づき、得られた知見と実践への示唆が論理的に述べられた論文を、本学院のみならず、外部の病院や施設の方々にも広くご投稿していただけることを期待しています。

創刊に向けて査読をお引き受けくださいました、島根大学医学部 橋本 道男 先生、聖隷クリストファー大学 矢倉 千昭 先生、広島大学大学院 花岡 秀明 先生、島根大学医学部附属病院リハビリテーション部 江草 典政 先生、森脇 繁登 先生に御礼申し上げます。

島根リハビリテーション学院

学院長 谷河精規

原 著 論 文

胡坐座位時における体幹筋活動と脊椎カーブに 及ぼす前傾マット使用の効果 ～ 2種類の座位姿勢からの検討 ～

(keywords: 前傾座面/体幹筋活動/脊椎カーブ)

鈴木 哲¹⁾・山崎健治¹⁾

要 旨

【目的】前傾マットの使用が胡坐座位時の腰痛予防に有用か否かを検討すること。
【対象】健常人10名(25.7±4.9歳)とした。【方法】10°と20°の前傾マット上と床面上で胡坐座位を脱力座位姿勢と直立座位姿勢で保持し, その際の体幹筋活動および脊椎カーブを測定した。【結果】20°前傾マット上で胡坐座位を脱力座位姿勢で保持した際の腰椎カーブは床面上と比べて有意に前彎位であった。20°前傾マット上で胡坐座位を直立座位姿勢で保持した際の体幹筋活動は床面上と比べて有意に低かった。【結語】胡坐座位時に20°前傾マットを使用することにより, 体幹筋活動が少ない直立座位姿勢をとることができ, かつ腰椎後彎が少ない脱力座位姿勢をとることができる。

I. はじめに

近年, 近代化にともない座位で過ごす時間が増えている中, 座位と腰痛との関連が指摘されてきた^{1, 2)}。Kelseyら²⁾は, 不良な座位姿勢や長時間の座位保持により腰痛のリスクが高まることを報告している。そのため座位時の腰痛の予防

に関する様々な報告がされてきた。一般に, 座位姿勢は脱力座位姿勢と直立座位姿勢の2つに大別される。脱力座位姿勢は, 多くの人々がリラックスした時にとる体幹筋の活動を最小限にした座位姿勢である。脱力座位姿勢では, 他の座位姿勢や立位と比べて骨盤は大きく後

2022年11月3日受理

1) 学校法人仁多学園 島根リハビリテーション学院 理学療法学科

島根県仁多郡奥出雲町三成 1625-1 (〒699-1511)

TEL: 0854-54-0001 E-mail: t-suzuki@shima-reha.jp

傾し腰椎の前彎の減少が著明となる³⁾。また臨床的に脱力座位姿勢は腰痛を増悪させる不良姿勢であることが報告されている^{4,5)}。この原因として、脱力座位姿勢における著明な腰椎前彎の減少により椎間板内圧が上昇し⁶⁾、椎間板や靱帯などの脊椎後方の結合組織が伸長^{7,8)}されることが考えられている。一方、直立座位姿勢は、胸部はリラックスし、骨盤は軽度前傾し、腰椎は生理的前彎位をとる⁹⁾。この座位姿勢では、椎間板内圧も低く⁶⁾、椎間板や靱帯などの結合組織にかかる負荷も少ない^{10,11)}。以上から、直立座位姿勢はいわゆる良座位姿勢の一つとして考えられている。しかしながら、多くの人にとって直立座位姿勢を長時間保持することは体幹筋の疲労を招くため困難であり、適時座位姿勢を交換し脱力座位姿勢もとる必要がある。そのため体幹筋の筋活動が少ない効率的な直立座位姿勢をとることができ、かつ腰椎の前彎の減少が少ない脱力座位姿勢をとることができれば、座位時の腰痛予防に有用であるといえる。

本邦において近代化にともない椅子上で座位をとる機会が増えた。しかし、未だ日本家屋の残る中山間地域では、自治会などの会議や共同作業は畳などの床面上で座位をとって行われることが多い。本邦では、床面上の座位時に、正座、横すわりとともに胡坐座位の姿勢がとられる¹²⁾。胡坐座位では、骨盤が後傾し、坐骨後部に重心線が落ちるため、胸・腰椎の後弯が増強する¹³⁾。このような脊柱後弯負荷の長期化もしくは繰り返しは腰痛の原因となる。

我々は先行研究において、前傾座面の椅子を使用することにより、通常の椅子と比べて体幹筋の筋活動が少ない効率的な直立座位姿勢をとることができ、かつ腰椎の前

彎の減少が少ない脱力座位姿勢をとることができることを報告した¹⁴⁾。そのため、胡坐座位をとる際にも、座面を前傾することにより体幹筋の筋活動が少ない効率的な直立座位姿勢をとることができ、かつ腰椎の前彎の減少が少ない脱力座位姿勢をとることができる可能性がある。

そこで本研究では、あぐら座位を脱力座位姿勢と直立座位姿勢で保持した際の脊椎カーブと体幹筋の筋活動を、前傾マット上と床面上間で比較し、前傾マットが胡坐座位時の腰痛予防に有用となる可能性があるかを検討することを目的とした。

Ⅱ．対象と方法

1. 対象

対象は健常な学生 10 名 (年齢 : 25.7 ± 4.9 歳 身長 : 159.8 ± 4.7 cm 体重 : 51.8 ± 6.6 kg) が対象となった。過去 3 ヶ月以内の腰痛既往者、神経学的徴候のあるもの、過剰な体幹屈曲・伸展の可動域制限があるものは除外した。全ての対象者には参加の際に、研究の趣旨・方法・リスクを説明し、文書にて同意を得た。また島根リハビリテーション学院の倫理審査委員会の承認を得た(承認番号 : 5)。

2. 方法

対象者に、3 種類の座面上 (10° , 20° の前傾マット上と床面上) で、2 種類の座位姿勢 (脱力座位姿勢と直立座位姿勢) をとらせ、その際の体幹筋活動と脊椎カーブを同時に測定した (図 1)。前傾マットは縦横 40cm の木製で表面に滑り止めを設置したもの (舟木義肢, 日本) を使用した (図 2)。各座位姿勢の定義は先行研究¹⁴⁾を参考にした。脱力座位姿勢は、骨盤後傾、胸腰椎は後彎、体

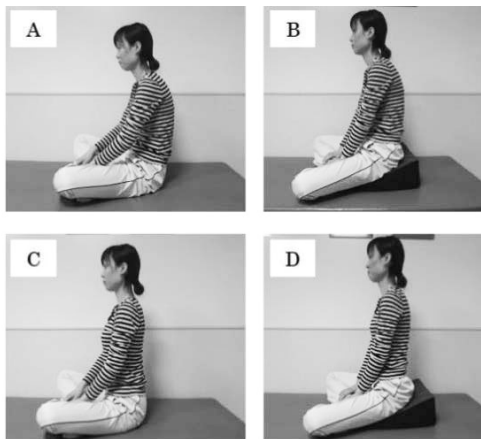


図1 2種類の座位姿勢と20°前傾座面での測定肢位
A: 床面上の脱力座位姿勢 B: 20°前傾座面上の脱力座位姿勢
C: 床面上の直立座位姿勢 D: 20°前傾座面上の直立座位姿勢

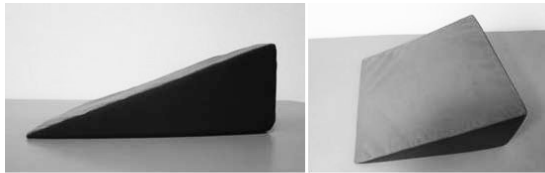


図2 前傾マット

幹筋の力を抜いたリラックスした座位姿勢と定義した。直立座位姿勢は、骨盤前傾、腰椎は生理的前彎、胸背部はリラックスした座位姿勢と定義した。前傾マット上で胡坐座位をとる際にはマットの後方2/3のラインに坐骨が乗るようにした。また全ての条件で2m離れた目線レベルの目的物を注視させた。測定の順番は、対象者にくじを引かせることにより、ランダム化を図った。全ての対象者が正確な脱力座位姿勢と直立座位姿勢が保持できるように、事前および測定中に同一の理学療法士が十分な指導を行った。

体幹筋活動の測定は先行研究¹³⁾を参考に実施した。測定機器は表面筋電図(VitalRecorder2: キッセイコムテック株式会社製, 日本)を使用した。バンドパスフィルターは10-500Hz, サンプル周波数の

設定は1,000Hzとした。筋電図の解析ソフトは、BIMUTAS II (キッセイコムテック株式会社製, 日本)を使用した。対象筋および電極貼り付け部位は、腹直筋(臍部の約2～3cm外側)、外腹斜筋(第8肋骨外側下縁)、内腹斜筋(上前腸骨棘の2～3cm内側, 2～3cm下方)、腰部脊柱起立筋(貼付部位: L3レベルで棘突起の外側2～3cm)、腰部多裂筋(貼付部位: L5/S1レベルで棘突起のすぐ外側)とした。電極(銀-塩化銀型 Disposable 生体用表面電極: Blue Sensor N-00S, Medicotest A/S, Denmark)を使用し、十分な皮膚処理後に、対象筋の筋線維の走行と平行に、電極間距離25mmで、貼り付けた。アース電極は右肩峰に貼り付けた。まず、各条件下で5秒間の筋活動を測定した。一般に、筋活動は個人間でばらつきが大きく、各条件下で測定した筋活動値を、そのまま使用せず、各対象筋の最大随意収縮時(Maximal Voluntary Contraction: MVC)の筋活動を測定し、その後、各対象筋のMVCで各条件下での各対象筋の筋活動値を除いた値を検討に使用することが推奨されている。本研究でも、各対象筋のMVCの筋活動を測定するため、被験者に測定筋に対応した徒手筋力検査法¹³⁾でNormalのグレードの運動の最終肢位を保持させて、5秒間の筋活動を測定した。上記の測定には、それぞれ3分間の休憩をはさみ疲労の蓄積を避けた。その後、MVCおよび各条件の筋活動を全波整流し、中間3秒間の平均積分値を算出し各条件の筋活動とした。そして各条件の筋活動を、MVC時の筋活動で除し、%MVCを算出し、以後の検討に使用した。

脊椎カーブの測定は、先行研究¹³⁾を参考に実施した。測定機器は、Spinal

表1 脱力座位姿勢時の体幹筋活動と脊椎カーブに及ぼす前傾座面角度の影響

	床面上	10°前傾座面	20°前傾座面
筋活動(%Maximum Voluntary Contraction)			
腹直筋	4.4 ±3.2	3.9 ±2.9	3.9 ±2.8
外腹斜筋	3.0 ±1.3	3.1 ±1.9	2.5 ±1.2
内腹斜筋	4.5 ±3.7	3.8 ±2.8	3.7 ±3.3
腰部脊柱起立筋	4.9 ±1.0	4.9 ±1.0	5.8 ±2.0
腰部多裂筋	7.0 ±4.7	5.8 ±3.1	6.2 ±3.3
脊椎カーブ(°)			
胸椎カーブ	37.9 ±8.1	42.1 ±10.9	41.0 ±12.1
腰椎カーブ	21.3 ±7.0	13.8 ±12.3	5.0 ±9.4*

n = 10

Mean ± SD

* : p < 0.05 (床面上との比較)

Mouse (Idiag 社製, Switzerland)を使用した。この Spinal Mouse は非侵襲的かつ比較的容易に脊柱の彎曲角度を被験者背部の体表面から測定できる。各条件下で、座位姿勢の指導を行った理学療法士と別の検者が、事前に各棘突起を触診で注意深く確認した後、第7頸椎から第3仙椎まで頭側から尾側へ移動させて測定した。その後、第1胸椎から第12胸椎までの上下椎体間がなす角度の総和である胸椎カーブと、第1腰椎から第1仙椎までの上下椎体間がなす角度の総和である腰椎カーブを以後のデータとして使用した。胸椎カーブおよび腰椎カーブは、それぞれ0°より少ないと前彎を、0°より大きいと後彎を示す。

統計処理には、SPSS(ver. 16)と統計ソフト「R」を使用した。胡坐座位を脱力座位姿勢でとった際の体幹筋活動および脊椎カーブ、また胡坐座位を直立座位姿勢でとった際の体幹筋活動および脊椎カーブを、それぞれ2種類の前傾マット上と床面上の3条

件間でFriedman検定を使用し比較した。有意差が得られた場合にはBonferroni法を用いて事後検定を行った。それぞれ有意水準は5%未満とした。

III. 結 果

全ての対象者は脱落することなく、同一日に全ての測定を終えた。また測定データの欠損も無かった。

20°の前傾マット上で胡坐座位を脱力座位姿勢で保持した際の腰椎カーブは床面上と比べて有意に前彎していたが、体幹筋活動および胸椎カーブは3種類の座面間で有意な差はなかった(表1)。

20°の前傾マット上で胡坐座位を直立座位姿勢で保持した際の腰部脊柱起立筋、腰部多裂筋の筋活動は床面上と比べて有意に少なかったが、その他の体幹筋活動および脊椎カーブは3種類の座面間で有意な差は無かった(表2)。

表2 直立座位姿勢時の体幹筋活動と脊椎カーブに及ぼす前傾座面角度の影響

	床面上	10°前傾座面	20°前傾座面
筋活動(%Maximum Voluntary Contraction)			
腹直筋	5.1 ±4.2	3.9 ±3.0	4.0 ±3.1
外腹斜筋	5.8 ±5.6	3.0 ±1.8	2.8 ±1.7
内腹斜筋	15.1 ±11.9	7.7 ±6.7	6.8 ±8.0
腰部脊柱起立筋	17.8 ±7.3	14.3 ±6.9	9.4 ±3.1*
腰部多裂筋	17.0 ±9.7	11.8 ±7.5	7.5 ±4.8*
脊椎カーブ(°)			
胸椎カーブ	27.0 ±7.0	28.4 ±6.3	31.3 ±7.4
腰椎カーブ	-11.3 ±4.9	-11.3 ±5.7	-11.3 ±5.3

n = 10

Mean ± SD

*: p < 0.05 (床面上との比較)

※胸椎カーブ, 腰椎カーブでは, 0° より少ないと前彎を示しマイナスの符号がつく

IV. 考 察

胡坐座位時に前傾マットを使用することにより, 床面上と比べて少ない体幹筋の筋活動で効率的に直立座位姿勢をとることができる, かつ腰椎の前彎の減少が少ない脱力座位姿勢をとることができれば, 腰痛予防に有用となる可能性がある. そのため本研究では, 前傾マットが胡坐座位時の腰痛予防に有用となる可能性があるかどうかを検討することを目的とし, 前傾マット上と床面上間で, 脱力座位姿勢と直立座位姿勢を保持した際の脊椎カーブと体幹筋の筋活動を比較した.

その結果, 胡坐座位を脱力座位姿勢で保持した際の体幹筋活動および胸椎カーブは各座面間で有意な差は無かったが, 腰椎カーブは20°の前傾マット上の方が床面上と比べて有意に前彎位であった. このことから, 20°の前傾マットを使用することにより, 使用しない場合と比べて腰椎の前彎の減少が少ない状態で胡坐座位を脱力座位姿勢でとることができることが示唆された.

鈴木ら¹⁴⁾は, 前傾座面の椅子では通常の椅子と比べて腰椎の前彎の減少が少ない脱力座位姿勢をとることができると報告している.

さらに, 胡坐座位を直立座位姿勢で保持した際の脊椎カーブは各座面間で有意な差は無かったが, 腰脊柱起立筋および腰部多裂筋の筋活動は20°の前傾マット上の方が床面上と比べて有意に少なかった. 座面を前傾することにより骨盤前傾および腰椎前彎に必要な腰部脊柱起立筋や腰部多裂筋の力を補うことができる¹⁴⁾. 加えて, 10°の前傾マットでは約5cm, 20°の前傾マットでは約10cm, 体幹は床より高くなるため, 床面上と比べて体幹と大腿がなす角は大きくなり, ハムストリングスなど大腿後面の筋群による骨盤後傾・腰椎後彎モーメントが少ない¹⁶⁾. そのため, 前傾マットを使用することにより, 床面上と比べて腰部脊柱起立筋および腰部多裂筋の筋活動が少なく効率的な胡坐座位を直立座位姿勢でとることができたと考えた.

腰痛患者では疼痛や廃用性筋委縮から体幹筋の筋持久力が著明に低下していることが多数報告されている^{17,18)}。O'Sullivan¹⁷⁾は、体幹屈曲によって腰背部痛を訴える者の多くは、健常成人と比べ、座位時の腰椎の前彎の減少および体幹筋の持久力低下が著明であり、加えて腰椎の前彎の減少は体幹筋の持久力の低下と有意に相関していたと報告している。これらの体幹屈曲時に腰痛を訴える腰痛患者が胡坐座位をとる際の腰痛予防として、前傾マットは特に有用となる可能性があると考えた。

本研究では対象者は10名と少なく、性別も女性に限られている。また、座位時の胸腰椎の前後彎には仙骨の傾きが関与する¹⁶⁾が、本研究では仙骨の傾きの程度を測定できていない。今後は、男性を加えた上で対象者を増やし、仙骨の傾きの程度も測定項目に加えたうえで、胡坐座位時の体幹筋活動と脊椎カーブに及ぼす前傾マットの効果を検討する必要がある。

V. 結 論

前傾マット上と床面上で胡坐座位を脱力座位姿勢と直立座位姿勢で保持し、その際の体幹筋活動および脊椎カーブを測定した。その結果、前傾マット上で胡坐座位を脱力座位姿勢で保持した際の腰椎カーブは床面上と比べて有意に前彎位であり、また前傾マット上で胡坐座位を直立座位姿勢で保持した際の体幹筋活動は床面上と比べて有意に低かった。したがって、胡坐座位時に前傾マットを使用することにより、体幹筋活動が少ない直立座位姿勢をとることができ、かつ腰椎後彎が少ない脱力座位姿勢をとることができる可能性がある。

VI. 文 献

- 1) Balagué F, Troussier B, Salminen J J: Non-specific low back pain in children and adolescents: risk factors. *Eur Spine J*, 1999, 8: 429-38.
- 2) Kelsey JL, White AA 3rd: Epidemiology and impact of low back pain. *Spine*, 1980, 5: 133-142.
- 3) Dolan P, Adams MA, Hutton WC: Commonly adopted postures and their effect on the lumbar spine. *Spine*, 1988, 13: 197-200.
- 4) Williams MM, Hawley JA, McKenzie RA, et al.: A comparison of the effects of two sitting postures on back and referred pain. *Spine*, 1991, 16: 1158-91.
- 5) O'Sullivan PB: Lumbar segmental instability: Clinical presentation and specific stabilizing exercise management. *Manual Ther*, 2000, 5: 2-12.
- 6) Andersson GB, Ortengren R, Nachemson AL, et al.: The sitting posture: an electromyographic and discometric study. *Orthop Clin North Am*, 1975, 6: 105-20.
- 7) Goel V, Kong W, Han JS, et al.: A combined finite-element and optimization investigation of lumbar spine mechanics with and without muscles. *Spine*, 1993, 18: 1531-41.
- 8) Cholewicki J, McGill SM: Mechanical stability of the in vivo lumbar spine: Implications for injury and chronic low back pain. *Clin Biomech*, 1996, 11: 1-15.

- 9) O'Sullivan PB, Dankaerts W, Burnett AF, et al.:Effect of different upright sitting postures on spinal pelvic curvature and trunk muscle activation in a pain-free population. *Spine*, 2006, 31: E707-12.
- 10) Hedman TP, Fernie GR:Mechanical response of the lumbar spine to seated postural loads. *Spine*, 1997, 22: 734-43.
- 11) Adams MA, Hutton WC, Stott JR:The resistance to flexion of the lumbar intervertebral joint. *Spine*, 1980, 5: 245-53.
- 12) Thomson RF: Zazen and psychotherapeutic presence. *Am J Psychother*, 2000, 54(4): 531-48.
- 13) 渡邊 進, 小原 謙一, 石田 弘・他 : あぐら座位において体幹筋同時収縮が脊柱彎曲に及ぼす影響. 理学療法学 Supplement/Vol.36 Suppl. No.2.
- 14) 鈴木哲, 平田淳也, 大槻圭祐・他 : 膝当てを取り付けた前傾座面椅子と従来の椅子間における座位時の体幹筋活動と脊椎カーブの比較. 理学療法科学, 2011, 26: 263-267.
- 15) Hislop HJ, Montgomery J:Daniels and Worthingham' muscle testing, W. B.Saunders Company, Philadelphia, 1995.
- 16) Keegan JJ:Alterations of the lumbar curve related to posture and seating. *J Bone Joint Surg*, 1953, 35A: 589-603.
- 17) O'Sullivan P, Mitchell T, Bulich P, et al.:The relationship between posture, lumbar muscle endurance and low back pain in industrial workers. *Man Ther*, 2006, 11: 264-271.
- 18) Nicolaisen T, Jørgensen K:Trunk strength, back muscle endurance and low back pain. *Scand J Rehab Med*, 1985, 17: 121-127.

Shimane Rehabilitation College
島根リハビリテーション学院紀要



原 著 論 文

就労支援における作業療法士の価値と関わり方への示唆

～ 就労継続支援B型事業所を運営する作業療法士への 半構造化インタビューからの考察 ～

(keywords: 作業療法士/就労支援/半構造化インタビュー)

金弦敬子¹⁾

要 旨

【目的】就労継続支援B型事業所（以下、B型事業所）に理事長として従事する作業療法士に実際の関わり方をインタビュー調査し、就労支援に対する関わり方を明らかにすることである。【対象】B型事業所で理事長を務める作業療法士1名（以下、A氏）とする。【方法】筆者は事業所を訪問し、半構造化面接によるインタビューを行い、SCATによるコーディネートを実施した。インタビュー内容は日本作業療法士協会の作成した生活行為向上マネジメントの項目を用いて作成した。【結果】B型事業所におけるA氏は、障害を有する利用者（以下、当事者）の就労に必要なこととして、当事者に合わせた就労や環境作りを実践してきた。ICFの中でも特に環境面や地域の視点が重要であり、行政を担う市役所の窓口を商業施設であるマーケット内に設置することでマーケット内にコミュニティ拠点を作り、当事者の地域生活継続を支援してきた。地域の問題を解決し、地域に複数のコミュニティがあることで横の繋がりができ、これにより地域住民の一員である当事者も地域生活と就労の継続に繋がっている可能性が示唆された。

I. はじめに

地域で生活をする障害者はますますその数を増し、障害の種類は身体障害、知的障害、精神障害のいずれも増加している。複数の障害を併せ持つ者の割合も増え、国民の7.6%が何らかの障害を有している¹⁾。障害

者の日常生活や就労等を支援するために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）が2013年に施行された²⁾。就労系障害福祉サービスには、「就労移行支援事業」、「就労継続支援A型事業」、「就労継続支援

2022年11月27日受理

1) 学校法人仁多学園 島根リハビリテーション学院 作業療法学科
島根県仁多郡奥出雲町三成 1625-1 (〒699-1511)
TEL: 0854-54-0001 E-mail: k-kanazuru-cb400@shima-reha.jp

B型事業」,「就労定着支援」の4種類のサービスがある。就労移行支援事業は企業等への就労を希望する者が対象であり,2018年から福祉専門職員配置等加算に作業療法士(以下,OT)が追加された。その理由としてOTが就労移行支援において障害者の就労実績が認められたからである。B型事業所は企業等の雇用に関わりつかなかった者のうち事業所と雇用契約に基づく就労が可能である者が対象である。就労定着支援事業は就労移行支援や継続支援等の利用を経て一般就労へ移行し,一般就労後6か月を経過した者を対象として2018年4月から開始された。B型事業は雇用契約に基づく就労が困難であるものに対し,就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供,その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行うことが目的であり,最も障害の影響が大きい。また,当事者が日中主な活動の場としているのはB型事業所が46.3%を占めていた³⁾。障害者総合支援法における就労系福祉サービスの中でB型事業所の役割は「就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供」⁴⁾であり,障害の影響を前提として就労の機会を提供することが役割であり利用期限がない。先行研究からもB型事業所を利用する当事者は日々の生活で精一杯であり⁵⁾,一般就労が困難な当事者が福祉的就労施設に在職する期間は5年以上が60%を占める⁶⁾ので長期的な支援が必要となっている。

一方,作業療法士有資格者のうち就労支援領域の会員数は,日本作業療法協会誌によると2012年障害者自立支援法関連施設として106名⁷⁾から2017年障害者総合支援法関連施設481名⁸⁾であり5年間で375

名増加し約4.5倍になった。2017年障害者就労支援法関連施設の内訳は就労移行支援123名(0.2%),就労継続支援A型事業所30名(0.1%),B型事業所98名(0.2%)であり就労移行支援,B型事業所,就労継続支援A型事業所の順に作業療法士が多く,作業療法士が就労支援領域で従事する人数が拡大しつつある。しかし,2017年調査対象会員数は57,960名のうち0.8%⁸⁾と作業療法士会員の割合は少ない。

そもそも,18世紀欧米の精神病患者に対する医学的治療手段として作業を用いて患者に良い行動変容が認められたことから作業療法は誕生した。就労は患者にとって重要な作業であり,19世紀フランスの精神病患者に対する道徳療法から,生活上の行動・社会生活の改善を促すものとして作業療法と就労の歴史は深い⁹⁾。作業療法は,様々な日常生活課題と就労等の生活上の出来事への参加が人間を健全な生活習慣に戻し,より健康で満足できる機能状態を回復できる点から,作業療法にとって就労は重要な作業の一つである。また,文部科学省・厚生労働省令第4号「理学療法士及び作業療法士法第十四条の規定に基づき,理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部を改正する省令」が2020年4月1日から適用されることとなり,障害者の就労支援は「職業関連」の項目として専門分野から基礎的学習分野に位置が変わり,「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」において2単位から4単位に増加¹⁰⁾し,重要度が高まっている。

障害者の就労支援において作業療法士の需要はますます高まるが,作業療法士の関わり方については明確になっていない。そこ

で、本研究の目的はB型事業所に理事長として従事する作業療法士から実際の関わり方をインタビュー調査し、作業療法士の就労支援における関わり方を明らかにすることで、当事者の就労支援に繋げる基礎資料とすることである。

Ⅱ. 対象と方法

1. 対象

インタビューの対象者はB型事業所（以下、B型事業）の理事長であるA氏1名とする。A氏はOTであり、臨床経験10年以上である。A氏は当事者の就労支援を実践しつつ、OTの職務特性を活かせる領域として事業所ではOTを9名雇用している。そこで、A氏の関わり方を明らかにするためにインタビュー対象者はA氏とした。

A氏の所属する事業所は地域活動支援センター、就労移行支援事業所、B型事業所、共同生活援助、相談支援、地域移行支援であり、事業所の規模は日中活動系60名、居住系10名である。

事業所の設置場所はC県c市と表記する。

2. 方法

1) データ収集

就労支援領域で働く作業療法士の関わり方について、考え方や職務特性を踏まえ幅広く聴取することを目的としているため、半構造化インタビューが適していると判断し、質的研究とした。面接内容はインタビュー調査票（表1）を用いた、インタビュー調査票は作業療法の関わり方を“見える化”したツールである生活行為向上マネジメント（Management tool for daily life performance, 以下、MTDLP）を用い、筆者がオリジナルの質問を追加した。

A氏に事前に電話説明し、次に事業所を訪問し、口頭と文書にて説明し書面にて同意を得た上でインタビューを実施した。インタビュー内容はボイスレコーダーで記録したものを文章化し、公開範囲をA氏に確認してもらった上で使用した。調査期間は2019年7月～10月である。

2) 分析方法

小規模な質的データにも適用可能でコーディングからストーリーラインの記述、理論的記述が可能なStep for Coding and Theorization（以下、SCAT）¹¹⁾を用いた。SCATは、収集した言語データをセグメント化し、〈1〉セグメント内の注目すべき語句、〈2〉それを言い換えるためのデータ外の語句、〈3〉それを説明するための語句、〈4〉そこから浮かび上がるテーマ・構成概念、の順にコードを付していく4ステップのコーディングと、〈4〉のテーマ・構成概念を紡いでストーリーラインを記述し、そこから理論記述を行う分析方法である。

2) 倫理的配慮

本研究は島根リハビリテーション学院倫理審査委員による承認を得て実施している（承認番号68）。また、MTDLPシートの利用は一般社団法人日本作業療法士協会による承認を得て使用した（許可日2019年7月11日）。

Ⅲ. 結 果

インタビュー内容は38テキストに分類された（表2, 3）。ストーリーラインは、A氏の考えるB型事業所の役割は当事者の特性に応じて就労を適応させ、継続できるよう段階的に支援することで、社会性獲得や就労定着に繋がっているということであった。就労するために障害を査定して就職

表1 インタビュー調査票

No	大項目	半構造化インタビュー内容	聞いているか○or×(本人に聞かなかった場合の理由があれば、評価に盛り込んでいるものとみなす)
1	インテーク面接	「クライアントと初めて会う際、どのような面接を実施していますか(面接内容、面接以外で得られる観察項目)」 本人が望む生活行為についてどのような聞き取りを行ったか？	年齢
			性別
			成育歴
			現病歴
			家族歴
			来談経緯
			非言語的コミュニケーション(言語以外の表情・動作・声のトーン・話し方、服装や化粧、外見上の特徴やインターカーが感じたクライアントの印象、イメージ)を観察評価したか
			聞き取りをしつつ、インフォームド・コンセントを結ぼうとしたか
			聞き取りをしつつ、ラポールの形成をしようとしたか
			クライアントや家族が望む生活行為の聞き取りを行ったか
2	アセスメント	聞き取りによって明らかになった生活行為について、要因をどのようにアセスメントしたか？	その他に評価した内容(具体的に)
			【心身機能・構造の分析(精神機能、感覚、神経筋骨格、運動等)】 【活動と参加の分析(移動能力、セルフケア能力等)】 【環境因子の分析(用具、環境変化、支援と関係等)】
			アセスメントと同時に、強みと予後予測をアセスメントしているか
			アセスメント結果を基に、対象者や家族と再度相談し、解決すべき課題と優先順位について合意形成を図っているか 合意された生活行為の自己評価を実行度・満足度、初期/最終に分け聞き取る(どのように聞いたのかも具体的に。点数化やその他客観的指標など)
3	プラン介入 再評価・見直し	生活行為ができるための支援計画を策定したか？	その他に評価した内容(具体的に)
			基本プログラム(心身機能に対するアプローチ)、応用アプローチ(活動と参加に関する模擬的アプローチ)、社会適応プログラム(実際の環境における適応的アプローチと環境調整)に分け、作業療法士と本人、家族、他の支援者との分担関係を明確にしたか。どのような内容であったか。
			実際の内容(本人の望む生活行為の向上に必要な練習・支援・調整)
			一定期間の介入後に、改めてアセスメントを行い、継続か終了かの判断を行う。継続の場合は、アセスメントに沿って計画を見直す。(一定期間とは、どれくらいの期間で再評価を実施したか？)
4	作業療法の終了	課題・申し送りを実施したか？	その他に評価した内容(具体的に)
			実施結果や経過をまとめ、本人の生活支援に関わる各種専門職(就労に関わる職種が対象)に今後の生活行為の向上に必要な支援の方法等を申し送ったか。どのような内容で、どのような方法であったか。
			その他に評価した内容(具体的に)
			人格検査、職業適性検査、うつ評価尺度、生活機能尺度等の実施(一部実施含) 職業評価の実施(一部実施含)
5	その他	専門職種の配置について	就労継続支援B型事業所に作業療法士が必要であると思うか
			その理由
			就労継続支援B型事業所において作業療法士が診療報酬を請求できる必要性を感じるか
			その理由
		作業療法士の診療報酬算定について	その理由

面接を受けさせないことはせず, 当事者が望む就職を支援していた。地域活動に当事者が参加することで地域住民との繋がりを持つことができ, 地域生活を継続できることに繋がっていた。事業所としては必要最低限の支援に留めることで住民同士の互助の力で地域生活が成り立っていく仕組みができていた。

理論記述は, 以下の通りであった。

- ・当事者の就労支援は, 当事者を適応させるのではなく, 就労内容を当事者に適応させる。
- ・就労内容, 環境要因を当事者に適応させるためには, 段階づけして徐々に達成させることで長く適応できる。
- ・作業を通して社会性を身につけることができる。
- ・行政を担う市役所の窓口を商業施設であるマーケット内に設置することでマーケット内にコミュニティ拠点を作り, 住民同士や地域との横の繋がり, 個別的な介入は必要時に受けられる縦の繋がりができ, 当事者の地域生活継続を支援した。
- ・企業にコンサルテーションOTが配置されることで当事者の継続支援に繋がるという考えを持っていた。

IV. 考 察

B型事業所に理事長として従事する作業療法士から実際の関わり方をインタビュー調査した結果, 就労内容を当事者に適応させて段階的に介入する関わり方, 社会性獲得に向けた関わり方, 地域のコミュニティから地域生活継続を支援する関わり方が示唆された。この結果からA氏の就労支援の関わり方を4つの視点で考察する。1点目は

就労内容を当事者に適応する点がなぜ就労に繋がるのか, 2点目は社会性を身につけるために作業をどのように用いるのか, 3点目は地域のコミュニティがどのように地域生活継続を支援するのかについて考察を述べた上で, 就労支援におけるOTについて4点目としてコンサルテーションOTについて考察を述べる。

1. 就労内容を当事者に適応する

就労内容を当事者に適応する点がなぜ就労に繋がるのかについて考察を述べる。

B型事業所の目的は, 雇用契約による就労が困難である当事者に対し, 就労や生産活動の機会の提供, その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行うことである。A氏は, B型事業所の目的と当事者の障害特性を踏まえた上で環境や就労内容を当事者に有効に定着させる関わり方をしていた。諸富¹²⁾は著書の中でカウンセリングの原点であるロジャースの考えから「自分らしく自由に生きること」を尊重し「脱・社会的期待」「脱・適応」の重要性を指摘している。今回のインタビュー内容と照らし合わせると, 障害の影響が大きいと考えるB型事業所の当事者が, 一般就労を社会的に期待されていると前提に考えるよりも, 自分らしく生きることを尊重するために「脱・社会的期待」とし, 就労内容に当事者が適応しない「脱・適応」とし, 就労を当事者に適応させる関わり方であった。さらに諸富¹²⁾は理解者が一人でも傍にいることは「真実を語り合い聞き合うことのできる関係」となり, 自分らしく生きられると述べている。これらから, A氏の関わり方は「B型事業所の当事者を就労に適応させない」点が「脱適応」であり

表2 SCATによるインタビュアーの分析

[illegible]

SCAT(Steps for Coding and Theorization)を使った質的データ分析

表3 SCATによるインタビュアーの分析

[illegible]

SCAT(Steps for Coding and Theorization)を使った質的データ分析

当事者の障害特性など真実を語り合える関係性をOTが担っていたことが支えとなり、当事者の就労に繋がったと考えられた。

さらに、当事者の障害特性を的確に捉えるために国際生活機能分類（以下、ICF）の視点で評価・介入し特に環境面や地域をベースとしている。OTの定義にも「作業の利用、およびこれらを達成するための環境への働きかけ」¹³⁾が明示されており、環境から支援することは、OTの職務特性であり、その結果、当事者の就労に繋がっていたことが示唆された。

2. 作業を通して社会性を身につける

社会性を身につけるために作業をどのように用いるのかについて考察を述べる。

A氏は、B型事業所の作業を通し、当事者が他者から頼られること、当事者も他者を頼るという双方向の関係性から社会性を身につけるように支援をしていた。また、支援をする際のA氏の方針として、できるだけ事業所としての支援を少なくやっていくことが示されていた。支援を少なくすることは、当事者が課題を自ら発見し問題解決できるよう意図しており、その結果、当事者の社会性を身につけることに繋がっていたと考えられる。社会性の獲得は就労継続に重要である^{14,15)}ため、作業を通して当事者が社会性を身につけることは将来的な就労や地域生活継続に必要なスキルであり、就労継続と同時に地域生活継続に繋がっている可能性が示唆された。

3. 地域のコミュニティが地域生活継続に繋がる

地域のコミュニティがどのように地域生活継続を支援するのかについて考察を述べ

る。

A氏は地域住民の困りごととして、地域のマーケットが市の中心部に移動してしまうことで買い物ができなくなる情報を得た。自家用車で移動できる住民は中心部のマーケットに出かけるようになるが、高齢者や当事者は自家用車で移動できず、中心部のマーケットへの買い物が不便になる。一方で、地域の産業資源であるマーケットが衰退する問題を解決する手段として、行政を担う市役所の窓口をマーケット内に設置した。つまり、マーケット内にコミュニティ拠点を作ったのである。マーケットが存在し続けるためにA氏が取り組んだのは、住民が必要とする市役所の窓口をマーケット内に出張窓口として設置し、マーケットとセットにした。住民や当事者は市役所で相談をするついでに買い物ができ、マーケットも存続できるようになった。マーケットが存続することで当事者は「買い物ができるようになり、市役所の窓口にも通いやすくなり、地域生活を継続できる」という仕組みを作った。この仕組みが継続する要因は、“最小限の資源でやれる仕組みだから”とA氏は説明している。これは、市役所とマーケットを新規に移転建築するよりも、既存のマーケットと市役所を融合させた仕組みだからこそ、必要なコストや労力などが最小限で実現可能な仕組みであり、継続に至ったと示唆された。

A氏は、マーケット内に市役所窓口を設置しコミュニティ拠点を作り、さらに地域の特性を活かした複数のコミュニティを設けた。これにより、住民同士の繋がりを作り出すことができています。A氏はこれを「c市にはいくつかのグループワークがある」と

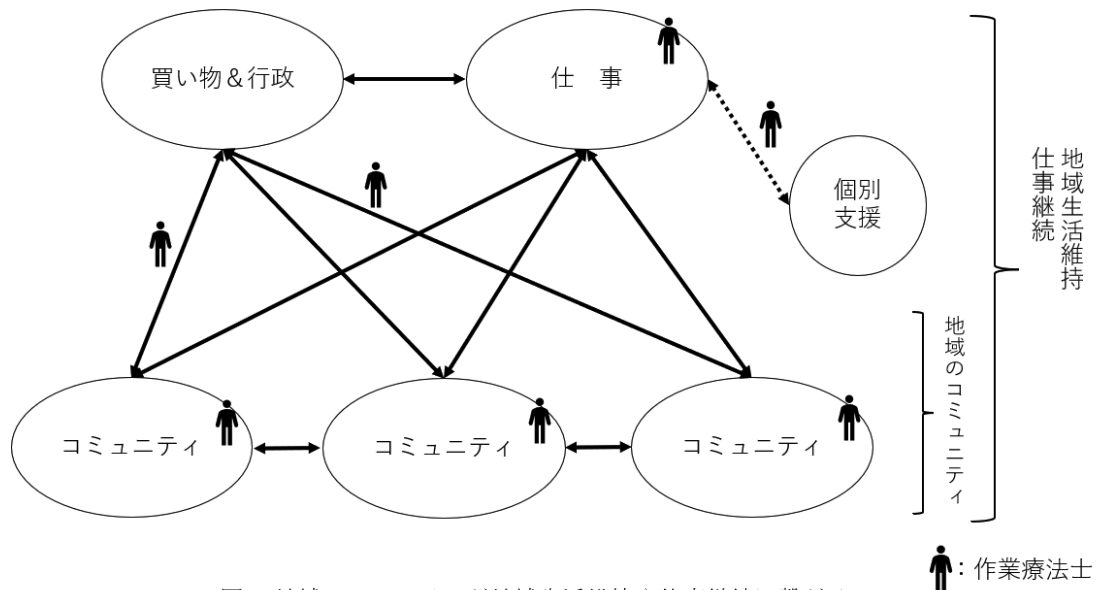


図2. 地域コミュニティが地域生活維持や仕事継続に繋がる

説明している。グループワークはOTにとって親和性があり、グループを運用していくのが上手であるという職業特性を活かし、地域コミュニティの中でOTを配置した(図2)。地域のコミュニティに参加する当事者は地域住民の一員として住民同士の繋がりを形成し、地域の中に居場所を獲得してきた。地域生活継続に必要な要因として糸島¹⁶⁾は“地域の中で居場所を持っていること”, 地域の居場所について濱田¹⁷⁾は“地域の中で必要とされる”ことが心の拠り所になると述べている。このことから、A氏の地域のコミュニティ拠点づくりへの関わり方は、当事者にとって社会参加できる居場所となり、地域に居場所があることで当事者の心の拠り所を獲得する関わりにより地域生活継続に繋がったと示唆される。

4. コンサルテーションOTとしての役割

A氏の就労支援の関わり方は、次の3点を導き出している。1点目は、就労内容を当事者に適応させることで就労に繋がる。2点目は、当事者が社会性を身につけるため

に作業を用いること。3点目は、地域のコミュニティに、当事者を地域住民の一員として参加させることで社会性獲得と地域生活継続に繋がることが示唆された。

就労支援を担うOT以外の他職種としてジョブコーチとOTの異なる点は何かを述べた上で、就労支援におけるOTについてコンサルテーションOTの考察を述べる。

就労を支援するOT以外の専門職として職場適応援助者(以下、ジョブコーチ)があり2019年10,939名が養成研修を終えている¹⁸⁾。OTがジョブコーチの資格を取得し当事者の就労に繋げた実績も報告されている¹⁹⁾が、就労支援領域に携わるOTの人数の割合は少ない。一方で、就労支援の対象となる障害者数は年々増加傾向にあることから、就労支援はますます必要性が高まり支援する専門職の需要も高まってくると考えられる。

まず、ジョブコーチとOTの異なる点について述べる。

ジョブコーチの役割は、当事者の職場適

応を容易にするために職場を訪問し、当事者に対する職務遂行や職場内コミュニケーションに関する支援と、事業主や同僚などに対する職務や職場環境の改善を助言することである²⁰⁾。地域障害者職業センターのジョブコーチによる職場 1 年後定着率 81.5% (2017 年)²¹⁾ に対して、A 氏の所属する事業所は 98% (2016-2017 年の 2 年間) であり、A 氏の事業所が高い値を示している。当事者の就業状況に関する調査について定着に影響を与える要因は、支援制度を利用した場合の定着率は 65.6% だったが、支援制度がない場合より 27.9% も高い結果が明らかとなっている²²⁾。従って、支援制度は定着に必要であると考えられる。

では、どのような定着支援が必要であるかについて、ジョブコーチのアセスメントの視点から述べる。ジョブコーチ養成研修総時間 2520 時間のうち評価に関する項目は「アセスメントの視点と支援計画に関する理解」として 210 時間設定されているが、環境面の評価や地域のニーズは明確にされていないうえに、当事者が抱える障害や生活する地域の環境も踏まえた ICF の視点による具体的評価介入についても明示されておらず^{23, 24)}、質の高いジョブコーチ人材の養成が課題²⁵⁾として挙げられている。その点、今回のインタビューにより、A 氏は ICF の視点で評価し就労に繋がっている点がジョブコーチと異なる点として明らかになった。ICF の視点で評価介入、特に環境面での支援が必要であるという A 氏の関わり方は、当事者を地域において就労させると同時に、地域生活継続に繋がることが示唆された。したがって、就労支援を必要とする障害者の増加とともに、ジョブコーチの

人材不足²⁶⁾を補うためにも、名称独占である作業療法士の考えをジョブコーチの就労支援にも活かせると考えられ、就労支援の人材不足解消の解決手段の一つとして活用できることが示唆された。

A 氏の“支援を減らしたい”という考えを諸外国の例を用いて考察する。

A 氏の“事業所としての支援はできるだけ減らしたい”という方針から、当事者が地域で生活し就労を継続できる力が高まることを望み、その背景には地域住民の一員である当事者も地域生活を継続できることがあげられた。A 氏は、当事者に直接的支援をする方向（ベクトル）だけではなく、地域のマーケットに市役所の窓口を設置する地域のコミュニティ拠点づくりから介入をする逆ベクトルでも当事者を支援していた。このように地域から当事者を支援する逆ベクトルの支援も、結果的に当事者の地域継続を支援することに繋がっていた。このような介入は当事者に関わらず、地域の高齢者などにとっても地域生活を継続することに繋がっている。我が国では福祉的就労である就労系福祉サービスや法定雇用率により規定された障害者雇用が位置づけられているが、フランスやドイツは 2020 年「みなし雇用」制度を廃止²⁷⁾している。それは、企業での直接雇用率上昇と障害者雇用率制度の簡素化があり、制度廃止後も民間雇用主の直接雇用率の向上を目指しているためである。フランスとドイツの施策において、当事者と企業双方の意識が高い点は注目すべきであり、A 氏の事業所としての支援を減らす考えは、当事者と企業双方の意識が高まる点と合致すると考えられた。また、作業療法の成り立ちと就労に関して「就労は治

療的効果がある」ことからノーマライゼーションをもたらすという考えのもと 1990年代アメリカで開発された就労支援モデルとしてIPS(個別就労支援プログラム)があり, 当事者の働きたいという意思を第一優先とする点がA氏の考えと合致する。インタビューからも, 当事者が就職する企業にOTがICFの視点で評価し, 環境調整的介入をすることで当事者の就労継続と地域生活継続に繋がる可能性があることが示唆された。当事者に対する直接的な支援, 地域のコミュニティ拠点づくりの環境調整的支援, 企業にOTが配置されICFの視点で評価介入することをコンサルテーションOTとし, 当事者の就労支援にはコンサルテーションOTとしての役割も期待できることが示唆された。

A氏の就労支援の関わり方は, 就労内容を当事者に適応する点が就労に繋がる点, 当事者が社会性を身につけるために作業を用いる点, 地域のコミュニティが地域生活継続に繋がる点がある。今後, 就労支援におけるコンサルテーションOTの役割などOTの必要性は, 就労支援において今後ますます高まることが示唆された。

V. 結 論

B型事業所におけるA氏の就労支援の関わり方は, 当事者をICFの視点で評価し, 特に環境面や地域の視点を重要視して就労と地域生活継続を支援していた。A氏は, 当事者にとって理解者としての存在であると同時に, 当事者が地域コミュニティの中で横の繋がりを獲得できるよう支援する役割を担っている。A氏の就労支援は, 当事者が自分らしく地域で生活を継続することに繋

がっていることが示唆された。

A氏の関わり方は, 以下の視点で当事者の就労と地域生活の継続を支援していた。

- ・当事者に就労を適応させる。
- ・ICFの視点から当事者を評価介入するが, 特に環境面や地域からの介入が重要である。
- ・地域の問題を解決し, 地域に複数のコミュニティがあることで横の繋がりができ, 個別的な支援は必要時に介入する。これにより地域住民の一員である当事者も地域生活を継続できる。

これらのことから, 環境面からの支援やコミュニティを運用するのに適している職務特性はOTであることが示唆された。

VI. 謝 辞

インタビュー調査にご協力いただきましたA氏に心から御礼申し上げます。事業所を訪問した際に温かく受け入れてくださった当事者の皆様や事業所職員の皆様に感謝申し上げます。

VII. 文 献

- 1) 内閣府：障害者の状況（令和2年度障害者白書）。https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r02hakusho/zenbun/siryo_02.html（閲覧日 2022年3月1日）。
- 2) 厚生労働省：障害者総合支援法が制定されました。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sougoushien/index.html（閲覧日 2022年2月13日）。
- 3) きょうされん：障害のある人の地域生活実態調査報告書（2016年5月19日地域生活実態調査）。<https://www.kyosare>

- n.or.jp/wp-content/themes/kyosaren/img/page/activity/x/x_1.pdf (閲覧日 2022 年 3 月 31 日).
- 4) 厚生労働省：障害者総合支援法における就労系福祉サービス. <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000571840.pdf> (閲覧日 2022 年 3 月 10 日).
 - 5) 金弦敬子, 土屋景子, 植田泰正：就労継続支援 B 型事業所の利用者の意識調査. 島根県国民保険団体連合会第 26 回島根県国保地域医療学会, 2018.
 - 6) 松井亮輔：福祉的就労の推移～現状と今後のあり方について～. 職業リハビリテーション, 2003, 16, pp18-21.
 - 7) 一般社団法人日本作業療法士協会：日本作業療法士協会誌, 2011 年度日本作業療法士協会会員統計資料. 2012, 5, p30. <https://www.jaot.or.jp/files/page/kankobutsu/pdf/ot-news2012/2012-08.pdf> (閲覧日 2022 年 2 月 12 日).
 - 8) 一般社団法人日本作業療法士協会：日本作業療法士協会誌, 2017 年度日本作業療法士協会会員統計資料. 2018, 79, p20-23. <https://www.jaot.or.jp/files/page/kankobutsu/pdf/ot-news2018/2018-10.pdf> (閲覧日 2022 年 3 月 13 日).
 - 9) 鎌倉矩子訳, Helen L, Hopkins 著：作業療法. 上巻, 1997, 6, pp3-32.
 - 10) 厚生労働省：保健師助産師看護師学校養成所指定規則. <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001vb6s-att/2r9852000001vb7j5.pdf> (閲覧日 2022 年 3 月 13 日)
 - 11) 大谷尚：4 ステップコーディングによる質的データ分析手法 SCAT の提案～着しやすく小規模データにも適用可能な理論化の手続き～. 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要, 教育科学, 2008, 54, 2, pp27-44.
 - 12) 諸富祥彦：カール・ロジャース, カウンセリングの原点 (角川選書). KADO KAWA, 2021.
 - 13) 一般社団法人日本作業療法士協会：作業療法の定義. <https://www.jaot.or.jp/about/definition/> (閲覧日 2021 年 12 月 13 日) .
 - 14) 濱名陽子：保育者の早期離職に関する考察-養成教育との接続の課題-. 教育総合研究所叢書, 2015, 8, pp91-105.
 - 15) 陳 麗 姪：知的障害者の一般就労に影響を及ぼす要因の解明. Japanese Society for Study of Social Welfare, 2006, pp68-80.
 - 16) 糸島弘和, 井上幸子：地域在住の精神障害者が感じる居場所感が社会参加への関心に及ぼす影響. 日本精神保健看護学会, 2017, 26, 2, pp11-20.
 - 17) 濱田恭子, 堤 由美子：心の病をもつ人の地域における居場所と心の拠り所の獲得の実態. 日本精神保健看護学会誌, 2010, 19, 2, pp22-32.
 - 18) 橋本菊次郎, 柴野武志：職場適応援助者 (ジョブコーチ) の現状と展望-ジョブコーチ養成研修への関わりから-. 北海道医療大学看護福祉学部紀要, 2021, 28, p p75-81.
 - 19) 高山和規, 高畑ナオ, 野田由恵・他：病院内での障害者雇用における作業療法士の役割～企業在籍型ジョブコーチとして～. 九州作業療法学会誌, 2019.
 - 20) 厚生労働省：職場適応援助者 (ジョブコーチ) 支援事業について. <https://www>

- w.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/06a.html (閲覧日 2022 年 4 月 14 日)
- 21) 厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課：ジョブコーチ支援制度と養成研修の現状等 1 について. 2020, 2-1. <https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/000663209.pdf> (閲覧日 2021 年 4 月 14 日).
- 22) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合支援センター：NIVR 障害者の就業状況等に関する調査研究, 調査研究報告書, 2017, 137, pp95. <https://www.nivr.jeed.go.jp/research/report/houkoku/p8ocur0000000nub-att/houkoku137.pdf>. (閲覧日 2022 年 4 月 13 日).
- 23) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構：企業在籍型職場適応援助者養成研修カリキュラム. https://www.jeed.go.jp/disability/supporter/seminar/job_adapt02_cur.html. 2022. (閲覧日 2022 年 4 月 1 日).
- 24) NPO 法人日本就労支援センター：就労支援事業・ジョブコーチ事業. <http://np-onsc.jp/business.html> (閲覧日 2022 年 4 月 1 日).
- 25) 小川浩：ジョブコーチ制度の変化と今後のジョブコーチのあり方について, 職業リハビリテーション, 1987, 19, pp62-65.
- 26) 宇野木康子：精神障害者をめぐる制度と政策, 日本とアメリカの就労支援の視座から. 社会関係研究, 2011, 6, 1, pp115-164.
- 27) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター：NIVR 障害認定及び就労困難性の判定に係る諸外国の具体的実務状況に関する調査研究～フランス・ドイツの取り組み～ (調査研究報告書 No. 154) サマリー, 2020, pp 40.

「島根リハビリテーション学院紀要」投稿要領

紀要発行委員会 2021. 11. 1

1. 投稿資格

投稿者は、島根リハビリテーション学院教員とする。それ以外の者が希望する場合は、著者の中に必ず島根リハビリテーション学院の常勤の教員が入らなければならない。

2. 原稿の内容

原稿は、他の雑誌の掲載済みあるいは投稿されていないものとする。また、他への投稿を禁ずる。

3. 原稿の種類

- 1) 総説：特定のテーマに関し文献考察を行い、研究を総括・解説したもの
- 2) 原著論文：独創的で、新しい知見や理解が論理的に示されている研究論文で、形式が整っているもの
- 3) 研究報告：研究結果の意義が大きい論文
- 4) 実践報告：臨床及び教育に関する手技・技術や実践方法に関するもの
- 5) その他：症例・事例報告など上記に該当しないもので委員会が適当と認めたもの

4. 倫理的配慮

投稿論文の研究が、人間を対象とする場合は「ヘルシンキ宣言」の趣旨に沿って、動物実験の場合は所属機関の基準等を遵守して行われたものでなければならない。また、個人を対象とした研究・調査などについては、研究・調査対象者の人権やプライバシーに十分配慮しなければならない（文部科学省・厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を参照）。原著論文にあたっては、倫理委員会の承認を得たものであることとし、その旨を論文中に明記する。また、論文に関連する企業や営利団体等との利益相反（COI）のある場合は明記すること（厚生労働省の「研究に関する指針について」を参照）。

5. 査読

査読者の意見をもとに、定められた期日までに内容を修正し再投稿する。

6. 原稿の採否

- 1) 投稿論文の採否は、島根リハビリテーション学院紀要発行委員会が行う。
- 2) 査読の結果、編集方針に従って、加筆・削除および一部書き直しをお願いすることがある。また、発行委員会の責任において、多少字句の訂正をすることがある。

7. 投稿手続き

- 1) 「投稿承諾書」「投稿テンプレート」を記入し原本を原稿提出先担当者へ提出する。
- 2) 投稿テンプレート2部（うち、1部は査読のため著者名、所属、本文中において著者が特定されと思われる箇所を削除する）、図・表は1つの図や表ごとに1点ずつのPDFファイルとし、メール添付で下記「13. 原稿提出先」に提出する。

8. 執筆要領

1) 原稿は、ワードプロセッサを使用し、テンプレートを利用する。

書体はMS明朝 10.5 ポイントとする。句点は（.）読点は（,）とする。

2) 原稿本体の字数制限（図、表、文献を含まない）は下記の通りとする。

(1) 総説：12,000 字以内

(2) 原著論文：16,000 字以内

(3) 研究報告：10,000 字以内

(4) 実践報告：16,000 字以内

(5) その他：16,000 字以内

※図・表の大きさは、特別な場合を除いては原則として A4 版用紙に 1 枚ずつ収まる程度。また、本文中に割り付ける際のサイズは 校正の際に調整する。概ね 1/4 頁大：文字数換算で 400 字程度。

3) 投稿原稿には、表題、著者名、所属（部、科等を含む）、住所を付記し、キーワード（3 個以内・英文と和文）、300 字程度（目的、方法、結果、結語にわけて文中に挿入する）の和文要旨 150 字程度を添えること。

4) 原著論文は、目的、方法、結果、考察、結論、謝辞、文献の順に記載する。それぞれの見出しの言葉は変更して構わない。他の論文も目的、結果、考察、結論に準じて記載する。

5) 本文の見出し順位は、以下のとおりとする。

I. II. III.

1. 2. 3.

1) 2) 3)

(1) (2) (3)

6) 略語を用いる場合は、初出で正式用語とともに提示し、その後略語を用いることを明記する。

7) 単位符号は原則として SI 単位を用いる。

8) 図、表は 1 つの図や表ごとに 1 点ずつ記載し、図 1、表 1 などの番号を付ける。

9) 図の注意事項

人物の写真を掲載する際は、目隠しなどの配慮をすること。許可を取得している人物の写真を掲載する際は、目隠しなどの配慮をすること。また、その旨を謝辞に記載すること。

10) 表の注意事項

タイトルは表の上に記載。表は Microsoft Excel 等の表制作アプリケーションで作成し、拡張子を.xls で保存の上、投稿すること。罫線は最小限にする。上下の罫線が基本（上下の罫線が基本、縦の罫線は原則使用しない）。

11) 文献の記載方法は次の形式による。

- (1) 本文の引用箇所には、引用順に 1)、1, 2)、1-4) などと型番号を付す。
- (2) 文献は、原稿末尾に一括して使用した順位記す。著者が 4 名以上の場合は、3 名まで記載し、それ以外は、“他” または、“et al” と省略する。

(3) 記載例

- ① 雑誌の場合：著者名，題名，雑誌名，発行年，巻，頁。

(例) 1) 大嶽昇弘，林 典雄，山田みゆき・他：牽引装置の牽引力の再現性について．理学療法科学，1998，13：191-194.

- 2) Kobetic R, Triolo RJ, Marsolais E, et al.:Muscle selection and walking performance of multichannel FES systems for ambulation in paraplegia. IEEE Trans Rehabil Eng, 1997, 5:23-29.

- ② 単行本の場合：著者名，書名，出版社，発行地，発行年，頁。

(例) 1) 千野直一：臨床筋電図・電気診断学入門．医学書院，東京，1977，pp102-105.

- 2) Kapandji IA: The physiology of the joint.Churchill Livingstone, New York, 1982, pp165-180.

- ③ 電子文献の場合：著者名，書名，入手先 URL，閲覧日。

(例) 1) 厚生労働省：介護給付費実態調査月報（平成 19 年 1 月審査分）. <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/kyufu/2007/01.html>（閲覧日 2007 年 3 月 29 日）.

9. 著者校正

著者校正は原則として 1 回とし、校正に際して大幅な加筆、修正は認めない。

10. 費用

掲載料は無料とする。別刷は著者の自己負担とする。

11. 発行

原則として年 1 回とする。

12. 著作権

- 1) 本誌に掲載された論文、抄録の著作権は、島根リハビリテーション学院に帰属する。本誌掲載論文を転載する場合は、出典を明示すること。

13. 原稿提出先

〒699-1511 島根県仁多郡奥出雲町三成 1625-1

島根リハビリテーション学院紀要委員会

担当者：金弦 敬子 紀要-受付窓口 <kiyou@shima-reha.jp>

査読員

江草 典政
島根大学医学部附属病院 リハビリテーション部療法士長 理学療法士

橋本 道男
島根大学医学部 環境生理学 客員教授

花岡 秀明
広島大学大学院 医系科学研究科 老年・地域作業機能制御科学 教授

森脇 繁登
島根大学医学部附属病院 リハビリテーション部 主任作業療法士

矢倉 千昭
聖隷クリストファー大学 リハビリテーション学部理学療法学科 教授

校正担当

河崎 貴一
日本文藝家協会会員、日本ペンクラブ会員
(敬称略・あいうえお順)

島根リハビリテーション学院紀要委員

金 弦 敬 子* (作業療法学) 長谷川 奈 保 (理学療法学)
木 村 ゆかり (学務課) 平 井 優 樹 (学務課)

(*印…編集担当者代表)

令和5年3月発行

発 行：学校法人仁多学園 島根リハビリテーション学院

学院長 谷 河 精 規

島根県仁多郡奥出雲町三成 1625-1

(699-1511)

印 刷：有限会社 伊藤印刷

島根県出雲市白枝町 423

BULLETIN OF SHIMANE REHABILITATION COLLEGE

PUBLISHED BY
SHIMANE REHABILITATION COLLEGE
OKUIZUMOCHO, NITAGUN, SHIMANE, JAPAN